

II 事業者（経営者・個人事業主）を対象とする支援

独自

3 事業継続に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 持続可能な農業に向けたスマート農業機械等導入支援事業

<p>支援内容</p>	<p>次世代を担う地域農業の担い手が新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、新たな投資を行い、環境に配慮した持続可能な農業経営を意欲的に行えるように、予算の範囲内において、スマート農業機械等の導入を支援します。</p> <p>① 環境負荷軽減に資する資材等の購入補助：補助率1/2以内（上限15万円） ② スマート農業機械・施設等の導入補助：補助率1/2以内（上限100万円）</p> <p>※①と②の補助は併用可。ただし、併用する場合はそれぞれの事業メニュー毎の上限額の範囲内であって、かつ、①と②の合計額につき上限額が100万円以内</p>
<p>対象者</p>	<p>市民又は市内に主たる所在地のある法人・組織で、かつ、本市策定の人・農地プランの中心経営体に位置づけられた経営体のうち、市内で農業経営を行う、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>下記の問い合わせ先に、お問い合わせください。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市農林部農業振興課 津山市山北520（津山市役所本庁舎4階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p> <p>【申請期限】 令和5年1月31日（火）※必着</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市農林部農業振興課 （電話）0868-32-2079</p>
<p>備考</p>	